

4 市の環境行動指針

(1) 生活環境の保全

市

指針 1 空気のすがすがしさを確保するために

<事務や事業における配慮事項>

- 自動車の利用をできるだけ控えます。
- エコドライブの実践、市民や事業者に対する普及、啓発を行います。
- 事業所や家庭におけるごみなどの屋外焼却（野焼き）禁止の啓発や指導を行います。
- 京都府と協力して事業所の排出ガスの適正管理に向けた指導を行います。

<公共施設の管理・運用における配慮事項>

- 公用車を導入する際は、低公害車や低燃費自動車を選択します。
- 公用車を導入する際は、用途に見合った大きさの車両を選択し、必要な分だけ導入します。
- 樹木や草花を積極的に植えます。
- 公共施設周辺の清掃を定期的に行います。

指針 2 きれいな水環境を確保するために

<事務や事業における配慮事項>

- 下水道事業のPRなど、事業に対する市民の意識啓発を行います。
- 生活排水による水質汚濁防止等の排出防止について、水洗化の促進、指導を行います。
- 事業所の排水処理の適正管理に向けた指導を行います。

<公共施設の管理・運用における配慮事項>

- 公共下水道の良好な維持管理を行います。

市

指針 3 快適な静けさを確保するために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 公用車の運転時には静かな運転を心がけます。
- 事業所における騒音発生防止の啓発を行います。
- 近隣騒音発生防止のための意識啓発を行います。
- 自動車利用時の騒音発生防止に向けた意識啓発を行います。
- 早朝や深夜の営業騒音に対する改善指導を行います。
- 工事に際しては低騒音型建設機械などを使用し、騒音、振動の発生防止に努めます。
- 沿道の緑化や排水性舗装などの低騒音対策を行い、周辺地域の騒音の低減を図ります。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- 公用車の定期的な整備や騒音発生防止に向けた管理を行います。
- 空調機器の設置にあたっては、防音対策を十分に行います。

指針 4 有害化学物質による環境汚染を防止するために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 国や府との連携による対策を推進します。
- 化学物質に関する正しい情報を市民、事業者に提供します。
- ダイオキシン類の発生防止へ啓発、指導を行います。
- 有害化学物質の適正管理の啓発、指導を行います。
- 有害物質を発生させるレジ袋の使用自粛に向けた啓発、指導を行います。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- PRTR 法を遵守し、化学物質の適正管理を徹底します。

(2) 都市環境の創造

市

指針 5 緑を楽しめるまちづくりを進めるために

<事務や事業における配慮事項>

- 公園・緑地の整備、保全を図ります。
- 都市計画道路の整備と併せた街路緑化を図ります。
- 緑化活動に関する市民活動のPRや市民参加の取組みを推進します。

<公共施設の管理・運用における配慮事項>

- 市役所内や公共施設内における緑化を推進します。
- 公園の管理運営は市民とのパートナーシップによって取り組みます。

指針 6 安心して親しめる水辺づくりのために

<事務や事業における配慮事項>

- 水辺環境を活かした都市緑地の確保を図ります。

<公共施設の管理・運用における配慮事項>

- 水辺の環境美化に努めるとともに、市民や事業者に対する普及、啓発に努めます。

指針 7 歴史的資源をまちなみづくりに生かすために

<事務や事業における配慮事項>

- 指定文化財をはじめとする歴史的資源を保存します。
- 西国街道をはじめ旧街道や竹の径などの景観を保全します。
- 市民と連携し、市街地における魅力ある良好な沿道景観の形成を図ります。
- 地域の祭りや伝統行事など、歴史的・文化的遺産の継承を推進します。

<公共施設の管理・運用における配慮事項>

- 市街地中心部の商業・業務地では、活発な商業・サービス業などと一体的な活動空間として、市街地整備や商業振興施策と連動しながら、にぎわいのある景観形成を推進します。
- 史跡は、保全し活用を促進します。

(3) 人と自然との共生

市

指針 8 地域が保有する自然環境を維持するために

<事務や事業における配慮事項>

- 生産緑地として農地の保全に取り組みます。
- 道路の整備にあつては、周辺の自然環境や、住環境の保全に配慮しながら、安全で快適に通行できる空間の創造に努めます。
- 竹文化の振興を図ります。
- 竹林の保全と活用を図ります。

<公共施設の管理・運用における配慮事項>

- 自然環境に優しい製品を優先的に使用します。

指針 9 自然と親しみ、学ぶ機会を増やすために

<事務や事業における配慮事項>

- 自然とふれあえる場の整備を推進します。
- 休耕田を利用した、ひまわりなどの栽培を推進します。

(4) 資源の循環的利用

市

指針10 4R型の資源循環利用をするために

<事務や事業における配慮事項>

- 市が率先して、生ごみの堆肥化を図ります。
- 「向日市ごみ減量推進協力店」を認定します。
- 生ごみ堆肥化容器などの購入に対する助成を行います。
- 多量排出事業者に対するごみ減量化の指導を行います。
- ごみ減量を目指す市民活動を支援します。
- ごみ問題について、市民に対し積極的なPRを図ります。
- ごみの発生状況にかかわる情報を収集し、広く市民に提供していきます。
- 廃棄物の減量化や適正化について、啓発、指導を行います。
- 容器包装の簡素化に関する関係団体、業界への要請を行います。
- ごみ処理施設（クリーンプラザおとくになど）の見学会を実施します。
- 天ぷら油の回収団体へ支援を行います。
- グリーン購入促進のための啓発活動を行います。

<公共施設の管理・運用における配慮事項>

- ごみの分別を徹底します。
- 物品の購入にあたっては、再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入します。
- 両面印刷や両面コピーに努めるとともに、使用済み用紙の裏面利用などを徹底し、各施設での紙類の使用量を減らします。
- 公共施設において生ごみの堆肥化に取り組みます。
- ごみの分別収集を徹底します。
- リサイクル可能な製品、エコマークなどの環境ラベルが付いた製品を優先的に購入するグリーン購入を実践します。

市

指針11 ごみの適正処理を推進するために

<事務や事業における配慮事項>

- 不法投棄防止のための監視体制を整備します。
- 散乱ごみ防止のための運動を展開します。
- 野焼きの禁止を指導します。

<公共施設の管理・運用における配慮事項>

- ごみの分別を徹底します。

指針12 地下水を保全し、水環境を守るために

<事務や事業における配慮事項>

- 透水性舗装を行い、雨水の地下浸透を促進します。

<公共施設の管理・運用における配慮事項>

- 水道管の漏水の点検を定期的に行います。
- 水道の自己水源である地下水については、井戸を定期的に点検し効率的な利用を図るとともに、継続して水質や水位を調査します。

(5) 地球環境の保全

市

指針13 地球温暖化防止に向けた行動をとるために

<事務や事業における配慮事項>

- 歩道の整備を進め、歩行者や自転車の安全性の向上を図ります。
- 地球温暖化防止の啓発活動を推進します。
- 地球温暖化に関する情報を提供します。
- 都市緑化を推進します。
- 屋上緑化や壁面緑化、グリーンカーテンなどに関する情報を提供します。
- 地産地消を推進し、旬の食材や地元の食材の利用を促します。

<公共施設の管理・運用における配慮事項>

- 自動車の利用をできるだけ控えます。
- エコドライブを実践します。
- 公用車を導入する際は、低公害車や低燃費自動車を選択します。
- 公用車を導入する際は、用途に見合った大きさの車両を選択し、必要な分だけ導入します。
- 学校などの公共施設において、グリーンカーテンの設置を進めます。
- 施設の屋上や壁面、敷地内の緑化に努めます。

環境保全のための活動を推進しています

市では、地球温暖化防止や資源循環など、環境保全についての取り組みの普及、市民参画を促進する、さまざまな活動を推進しています。



「エコホームプラン」
についての出前講座



「親子 DE エコクッキング教室」



ごみの減量法、生ごみ堆肥
についての市民講座



フリーマーケット
「ひまわり市」

市

指針14 エネルギーを効率的に利用するために

<事務や事業における配慮事項>

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの啓発や導入に努めます。
- エネルギー問題に関する市民意識の啓発を行います。
- エネルギー問題に関する講演会やイベントなどを企画し、実施します。
- 省エネルギー活動を支援します。

<公共施設の管理・運用における配慮事項>

- 施設の新設、改築の際は、断熱性、通気性、採光などに配慮した省エネ型の設計にします。
- 公用車を導入する際は、低公害車や低燃費自動車を選択します。
- LED照明など、高効率照明を導入します。
- 職員一人ひとりの意識を向上し、省エネ行動を実践します。
- 向日市地球温暖化対策実行計画を推進します。

指針15 オゾン層保護の取組みを推進するために

<事務や事業における配慮事項>

- オゾン層や有害紫外線に関する情報を提供します。
- フロンの使用を控えるように、事業者に働きかけます。

市の事務事業における温室効果ガス削減 ～ 向日市地球温暖化対策実行計画 ～

市も、市内一事業者としての立場から、率先して、エネルギーの効率的な利用や地球温暖化対策に取り組む必要があります。

「向日市地球温暖化対策実行計画」は、市の事務事業における省エネルギーのための取組み、温室効果ガス削減目標などを定めたものです。

この計画は、市の事務事業における温室効果ガスの量を

平成25年度末までに、平成19年度比 **5%削減**

することを目標に掲げています。

平成23年度の温室効果ガス排出量は4,378 t-CO₂であり、平成19年度と比較すると約1.8%の削減となりました。

市では、目標達成のため、さらなる取組みに努めています。

(6) 環境保全への市民参画

市

指針16 環境に関する情報を収集し、提供するために

<事務や事業における配慮事項>

- 環境情報誌やパンフレットなどで情報を提供します。
- 「広報むこう」やホームページによる情報提供を行います。

指針17 環境教育・環境学習を推進するために

<事務や事業における配慮事項>

- 職員に対し環境に関する講習会や研修などを行います。
- 環境体験学習などを実施します。
- パンフレットなどの環境資料の充実を図ります。
- 環境に関する講演会やイベントを実施します。

<公共施設の管理・運用における配慮事項>

- エコオフィスリーダーを設置します。

市

指針18 環境保全活動の仕組みをつくるために

<事務や事業における配慮事項>

- 地域における環境リーダーの育成に努めます。
- 地域ぐるみで連携、民間団体間での連携による取組みを呼びかけます。

指針19 環境保全活動に参加するために

<事務や事業における配慮事項>

- 市民、事業者、民間団体と連携し、本計画の推進体制の充実を図ります。
- 近隣自治体との広域的な連携を図ります。
- 国や府、その他関係機関との連携を図ります。
- 環境に関する方針や目標を設定し、その達成に取り組むなど、環境管理に努め、啓発活動を行います。
- 市民、事業所、民間団体などへの支援制度の充実を図ります。

<公共施設の管理・運用における配慮事項>

- 環境保全活動を率先して実行します。